また、上記５物件のうち２物件について、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）等に基づく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（以下「完了報告書」という。）を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写しの改ざんを行い、これを提出した。さらに、上記５物件のうち別の２物件について、当該申請手続の代理者として、完了報告書を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写し及び工事監理報告書の写しの改ざんを行い、これを提出した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　久保　直輝　一級建築士　第236149号
3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止４月
4　処分の原因となった事実　三重県内の建築物（１物件）について、㈲ホクセイ工房（三重県知事登録第１―1389号）の業務に関し、建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「確認済証」の交付を受けずに建築工事を行った。

また、同物件について、工事監理者として、「確認済証」の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　木藤　義巳　一級建築士　第214045号
3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　北海道内の建築物（１物件(建築確認：平成23年８月)）について、北海道ガソン㈱（北海道知事登録（石）第5406号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第２項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）第36条第１項第１号の規定に違反する設計（自動車車庫の敷地において、幅員６メートル未満の道路に面する箇所に自動車の出入口を設けてはならないにもかかわらず、適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　前田　　登　一級建築士　第147312号
3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成22年６月)）について、㈱前田建築設計事務所（大阪府知事登録㈡第21786号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条の規定に違反する設計（廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　菅野　　憲　一級建築士　第119313号
3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（１物件(建築確認：平成20年９月)）について、一級建築士事務所㈱ユー・ディ・ディ設計（岡山県知事登録第12147号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第２項の規定に基づく岡山県の建築物の制限に関する条例(昭和26年岡山県条例第10号)第８条の規定に違反する設計(建築物の敷地が、幅員４メートル以上の道路に３メートル以上接しなければならないにもかかわらず、適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年７月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年６月18日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　鈴木　健雄　一級建築士　第92898号
3　処分の内容　平成24年10月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成23年１月)）について、㈱鈴木健雄設計室（愛知県知事登録（い―19）第4836号）の業務に関し、確認申請の代理者として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第１項に基づく許可書の写しを改ざんした文書を添付して、虚偽の確認申請を行った。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第３００４６号

広島県福山市御幸町下岩成83―１　ガーデンハイツ優11号
申立人　松本フクヨ
国籍中国（中華人民共和国）、最後の住所広島県福山市千田町３丁目40番８―２号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日西暦2011年１月27日、出生の場所不明、出生年月日西暦1978年12月23日、職業学生
被相続人　亡　大塚麻里こと　劉　　麗敏
広島県福山市新市町大字相方591番地１
相続財産管理人　千葉　昌三
広島家庭裁判所福山支部

平成２４年（家）第１００号

徳島県徳島市南末広町５番８―８号
申立人　徳島県信用保証協会
本籍徳島県美馬郡つるぎ町半田字下尾尻236番地、最後の住所徳島県美馬郡つるぎ町半田字小野426番地１、死亡の場所島根県隠岐郡隠岐の島町、死亡年月日平成23年10月30日、出生の場所徳島県美馬郡半田町、出生年月日昭和38年６月24日、職業会社役員
被相続人　亡　齊藤　　徹
徳島県徳島市東出来島町35番地
相続財産管理人　司法書士　片山　朝生
徳島家庭裁判所美馬支部

平成２４年（家）第２９１号

香川県高松市寺井町1024番地２
申立人　株式会社ファミリーホーム
本籍愛媛県新居浜市中村４丁目2934番地20、最後の住所愛媛県新居浜市中村４丁目９番19号、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日平成17年11月16日、出生の場所愛媛県新居郡金子村、出生年月日大正15年５月15日、職業無職
被相続人　亡　安藤登美子
愛媛県四国中央市寒川町2369番地１
相続財産管理人　高橋　隆晋
松山家庭裁判所西条支部

平成２４年（家）第７１３７号

福岡市中央区天神２丁目13番１号
申立人　株式会社福岡銀行
本籍島根県浜田市蛭子町40番地、最後の住所福岡県福岡市西区壱岐団地27番205号、死亡の場所福岡市西区、死亡年月日平成24年１月25日、出生の場所福岡市、出生年月日昭和６年７月９日、職業不詳
被相続人　亡　田村　順子
事務所福岡市中央区長浜２丁目３番１―503号
相続財産管理人　司法書士　谷口　俊明
福岡家庭裁判所

平成２４年（家）第１５０号

東京都千代田区大手町１丁目９番３号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍長崎県南島原市西有家町長野319番地第１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長崎県南島原市、死亡年月日平成23年８月26日、出生の場所長崎県南高来郡西有家町、出生年月日昭和23年３月25日、職業農機具販売業
被相続人　亡　安達　忠男
長崎県雲仙市愛野町甲3808番地３
相続財産管理人　前田修央人
長崎家庭裁判所島原支部